

第17回東京都板橋区景観審議会

令和4年9月5日（月）

板橋区役所本庁舎南館4階災害対策室A B

I 出席委員

天 野 光 一	神 谷 博	中 島 直 人
大 場 明 夫	山 田 貴 之	成 島 ゆかり
五十嵐 やす子	南 雲 由 子	露 木 保 文
長 江 洋 介	長谷川 孝 一	中 尾 美佐男
鈴 木 和 貴	木 村 緑 理	杉 山 朗 子

II 出席者

区 長	都市整備部長	都市計画課長
都市景観係長		

III 議 事

○第17回東京都板橋区景観審議会

区長挨拶

開会宣言

<議 事>

報 告

1 みどりのヒント集の改定について

[資料1-1～資料1-3、参考資料1-1]

その他

1 景観形成重点地区に関する今後の動きについて [資料2]

2 板橋区景観行政団体移行10周年記念イベントについて [資料3]

閉会宣言

IV 配付資料

I 当日机上配付

閲覧資料1 板橋区景観計画

閲覧資料2 景観ガイドライン

II 事前送付

1. 議事日程
2. 板橋区景観審議会委員名簿
3. [資料1-1] みどりのヒント集の改定について
4. [資料1-2] 第21回景観審議会部会における委員の意見と区の考え方
5. [資料1-3] (仮) 景観みどりの手引き～みどりのヒント集～
6. [参考資料1-1] みどりのヒント集(現行)
7. [資料2] 景観形成重点地区に関する今後の動きについて
8. [資料3] 板橋区景観行政団体移行10周年記念イベントについて

○議長（天野会長）

それでは、これから議事に入っていきたいと思いますが、議事次第を見ていただければお分かりのように、本日は可否を決するような議事がございません。ですので、事務局より報告事項がございますので、事務局の御説明の後、御意見等をいただければと思っております。よろしく申し上げます。

また、先ほどもありましたが、新型コロナウイルス感染拡大予防に御配慮いただいて、スムーズな会の進行にご協力をいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事の1番目、報告1、「みどりのヒント集の改定について」について、御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、よろしくお願いいたします。報告1、みどりのヒント集の改定についてでございます。

報告1、みどりのヒント集の改定、御説明させていただきます。まず、資料1-1を御覧いただきたいと思っております。

まず項番1、みどりのヒント集についてでございます。みどりのヒント集の概要を説明いたします。板橋区では、平成23年3月に景観行政団体に移行いたしまして、板橋区景観条例の施行を経まして、同年8月に板橋区景観計画を策定し、これらの条例・計画に基づき、建築物の建築等の際には区との景観協議を義務づけまして、助言・指導を行っているところでございます。

景観協議におきまして、周辺景観と調和したみどりの空間は、潤いのある町並みをつくる上で重要な役割を担うと考え、景観計画における緑化計画作成のための参考資料といたしまして、植込み地の配置や樹木の選定などの考え方をまとめた「みどりのヒント集」を作成し、平成26年3月から運用してございます。現行のヒント集におきましては、侵略的樹種、熱帯・亜熱帯の樹種などの使ってはいけない樹種や、チャドクガ被害を防ぐため、特別に注意を要する樹木など、あわせて過去に実際に使用された樹木、高中低木や地被類などがございますが、それについて一覧として公表しているところでございます。

項番2につきまして、みどりのヒント集改定の経緯でございます。

平成26年3月に運用を開始いたしましてから時間が経過しており、景観協議を行う中で、現行のみどりのヒント集に対して配置や修景等の景観的な視点の不足など、様々な課題が見

えてきたところでございます。景観アドバイザー、景観審議会委員様の意見を取り入れまして、さらに実用的な手引きといたしまして改定することといたしました。

みどりのヒント集でございますが、景観計画における緑化計画作成のための参考資料という位置づけでありますので、令和2年度に一度、事務局と景観アドバイザーを中心に改定作業を行い、同年開催の第17回景観審議会部会において、改定案について報告し、その内容で改定を行う予定としておりましたが、部会委員の皆様より改定を行うのであれば、説明時間等をしっかり設けて、意見を聴取すべきであるとの御意見を頂戴したところでございます。

そのため、令和3年度に緑化の推進に関する条例の改正が予定されておりましたので、改正後に再度検討を行うこととし、令和2年度の改定を見送ったところでございます。

予定どおりに緑化条例の改正が行われましたことから、みどりのヒント集の改定について、令和4年6月10日開催の第21回景観審議会部会において、再度内容の説明及び意見聴取を行うとともに、今後のスケジュール等について御説明させていただきました。

資料1-1の裏面に移ります。

項番3、位置づけについてでございます。

位置づけに関しましては、他区の状況も鑑みまして、これまで同様、ガイドラインを補完する資料といたしますが、内容を拡充いたしまして、さらに実用的な資料へ改定いたします。

また、緑化条例の本格的な運用開始が令和5年4月と聞いておりますので、みどりのヒント集もそれに合わせまして改正し、連携を図っていきたいと考えております。

項番4、主な改正箇所についてでございます。こちらは資料1-3のまず4ページ、5ページを御覧いただきたいと思っております。

現行のみどりのヒント集からの主な改正箇所につきましては、項目を1章から7章、こちらは5ページに整理いたしまして、各章に小項目を設け、1章、4ページに手引きの位置づけ、5ページに手引きの構成を示しまして、内容の整理をいたしたところでございます。

また、2章以降に関しましては、主に第21回景観審議会部会でいただいた意見を資料1-2にまとめ、それらの内容を参考に赤字の見え消しで修正を加えております。

ここで資料1-2を御覧ください。A3判です。

こちらに頂戴した御意見ですとか、区の考え方、変更案を修正したページを記載しております。全ての説明については、本日は割愛させていただきますが、項目を追加した箇所等を御説明させていただきたい箇所がございます。

まず、資料1-2の第3章についての項目の委員意見、3行目になります。「既存樹木は

緑地配置のヒントとなるため、既存樹木を活かすなど項目を追加したほうが良い」という御意見がございました。

こちらで資料1-3、17ページのところを御覧いただきたいと思います。ちょっと資料があちらこちらにいて申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

資料1-3、17ページ、項番4のところを御覧いただきたいと思います。「既存樹木からヒントを得る」というところがございます。この御意見に関しましては、既存樹木の活用に関する表記は、景観協議において重要な事項であると認識しているため、既存樹木の項目を項番4として新たに追加いたしまして、既存樹木を伐採するだけでなく、緑地計画のヒントとするよう御提案いたします。

続きまして、資料1-2、A3判のほうですが、第3章についての項目の委員意見、4行目を御覧いただきたいと思います。「擁壁の修景は、樹木を植えるスペースが狭く、維持管理に課題がある場合は、オオイタビやイタビを推奨してはどうか」という御意見がございました。

こちらに関してでございますが、先ほどの資料1-3、17ページ、続けてのところ、項番5を併せて御覧ください。「擁壁の修景として配置する」というところがございます。この御意見に関しましては、擁壁の修景は、よく協議される課題でございまして、スペースや維持管理の問題もよく指摘されるため、新たに項目5として追加し、前面に樹木を設けることを推奨しつつも、スペースのない場合等にオオイタビやイタビを植えることを追記しております。

続きまして、資料1-2、A3判の第5章についてのところがございます。委員意見1行目を御覧いただきたいと思います。「手引き（マニュアル）として運用するには書くべき原則がある。例えば、協議時に毎回お願いしている、在来種の使用や生物多様性に配慮した高中低木と地被をそれぞれ3種類以上植えるなどがある」という御意見をいただいたところがございます。

こちらは資料1-3、28ページを御覧いただきたいと思います。項番1の「樹種選びの原則」というところがございます。こちらに関しましては、常緑樹と落葉樹の新植も含めまして、協議において毎回お願いしている事項であるため、樹種選びのヒントの項番1を「樹種選びのヒント」に変更いたしました。板橋らしいみどりや様々な樹種を植えるなどの原則を追記いたしまして、常緑樹と落葉樹の表記は残したところがございます。

続きまして、資料1-2の裏面、第5章になりますが、委員意見、裏面の3行目を御覧い

ただきたいと思います。こちらが「メンテナンスに関する項目を追加しては」という御意見を頂戴したところでございます。

こちらでございまして、資料1-3に戻りまして、34ページ、項番12「メンテナンスについて」を御覧いただきたいと思います。こちらに関しましては、メンテナンスについても、継続的な景観の形成には重要な事項であるため、項番12として新たに追加し、注意喚起をしていきたいと考えております。

続きまして、また資料1-2の裏面になりますが、その他の項目の委員意見1行目を御覧いただきたいと思います。「緑化条例の手引きの整合性をしっかり図る必要がある」という御意見をいただきました。

こちらに関しましては緑化条例の手引きの景観に関する項目は、現行のみどりのヒント集を引用しているところございまして、ある程度、整合は図れていると考えておりますが、今後、改定作業においては担当部署と協議を行いながら進めてまいりたいと思っております。

続きまして、資料1-2、裏面、その他の項目の委員意見2行目を御覧いただきたいと思います。「ガイドラインに準ずるマニュアルとして整備するために、緑化の専門家でプロジェクトチームを立ち上げ、根本的な見直しを行っては」という御意見をいただきました。

こちらに関しましては、冒頭でもお話をさせていただきましたが、緑化基準の改定の運用開始に合わせたいと考えておりまして、現行のみどりのヒント集と同等の位置づけで、改定作業を行う計画であるため、現行のヒント集のベースは崩さずに審議会等でいただいた委員の意見を反映し、改定していきたいと考えております。

続いて、また資料1-2の裏面、その他の項目のところ、3行目を御覧いただきたいと思います。こちらに関しましては部会でいただいた意見ではございませんが、今年度より板橋宿不動通り地区が景観形成重点地区として指定されましたので、その部分を反映させようと考えております。

資料1-3、34ページの頭の部分なんですけど、そちら板橋宿不動通り地区のところを御覧いただきたいと思います。景観計画におきましては、「宿場町らしいしつらえやたたずまいの植栽等を設ける」と表現しておりますが、樹種としては検討中でございます。こちらに関しましては、何か御意見等がございましたら頂戴いただければと考えております。

主な修正箇所の御説明は以上でございます。

ここで、資料1-1に戻っていただきたいと思います。

裏面、項番5の改定のスケジュールについて（予定）でございます。本日の審議会におい

て進捗を御報告いたしまして、御意見を頂戴した後、事務局で景観アドバイザー等に相談をしながら、再度整理をいたしまして、令和4年11月30日開催の第22回景観審議会部会、それから令和5年1月16日開催予定の第18回景観審議会に御報告した後、最終調整と内部処理等を行いまして、令和5年4月からの運用開始をしたいと考えてございます。

以上で、報告1、みどりのヒント集の改定についての御説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（天野会長） ありがとうございます。

それではただいま御説明のあったみどりのヒント集の改定ということですが、これは多分、1-3に見るように、仮がついているけど、「景観みどりの手引き」で、副題が「みどりのヒント集」という形にしていくと言いたいようですね。恐らく今日御説明のあったこの資料1-3が、ヒント集の改定版として皆さんの目に触れるようになるということですので、これについて御質問とか御意見がございましたらいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

はい、どうぞ。

○南雲委員 よろしくお願いたします。

内容については精査していただいたものというふうに理解していますので、大変すばらしいと思うんですが、このみどりのヒント集というものが、誰がどのタイミングで読むものなのかということをお教えいただきたいです。

というのは、一般の区民の方が例えば自宅を造るときに読むものなのか、それか設計者とか専門職の方が読むものなのかというところをお教えください。

○都市計画課長 ありがとうございます。

基本的には、結構詳細な内容を記載しておりますので、設計をされる方ですとか、専門の方が基本になるかは考えております。ただ、内容的に別に一般の方が見ていただいたほうがより御理解いただけると思っていますので、その点も併せて周知していけたらと考えてございます。

○都市景観係長 追加なんですけれども、部会の中でちょっとお話しいただいた中では、せっかくいいものができたのだったら、今、先生がおっしゃったように、区民の方にもそうやって開示、または積極的に、区全体がこういうようなみどりの計画に立ち入っていただければ何よりだということをおっしゃっているの、できれば区内のホームセンターの辺りに置けないのかとちょっと御意見をいただいているところなので、置けるような形態にしてちょっと

交渉してみようかなというところではありますので、引き続きまた何かありましたら、ちょっと御報告をさせていただければと思います。すみません。

○議長（天野会長） はい、どうぞ。

○南雲委員 それがどこを向いているのかが中くらいだなというふうに読んだ感じが思って、専門家の方に書いてあるにしてはすごく分かりやすく書いていただいたような気もするし、かといって一般の区民として読もうと思ったときに、結構長いし、結構専門的だし、にしてはちょっと難しいという感じもあつたのでお伺いしました。

それと実際の事例の写真とかがあつたら分かりやすいかなと思ったんですが、その辺りはいかがかということと、何かこのガイドブックという形が完成形なのか、例えば専門家の方で、日頃からコミュニケーションが取れるような方であれば、研修であるとか何か別の形でこのガイドブックを補足するというようなことも考えていらっしゃるのかどうか、2点お伺いします。

○都市計画課長 ありがとうございます。

本日の内容についてお示しをさせていただいたところなんですが、写真ですとか、恐らくイラストとか、もしかしたらフローなどのようなものかもしれませんが、こちらについては、今後、調整する中でいいものを入れていきたいなというふうに考えてございます。

また、どこを見ているかの部分で、確かに中庸的な作り方をさせていただいているんですが、今、担当係長のほうからお話があつたとおりでございまして、公開する際には少し必要な部分をまとめられるかどうかについても考えさせていただいて、一般向けにどのようなものがいいかというのを考えてまいりたいと思います。

あと完成形のガイドラインかどうかにつきましては、これはあくまでも、今までのみどりのヒント集ということを前面に出してございまして、当然、町を形成するに当たりまして専門家の方の御理解ですとか、もちろん家を建てる方ですとか、建物に携わる方については、当然、参考にさせていただきたいと思っておりますし、またそういうタイミングでなくても、ホームセンターとか、木を植え替えようかな、緑を入れようかなというタイミングでも参考にさせていただけるように、将来なっていくといいかなというふうに考えてございます。

○議長（天野会長） どうぞ。

○南雲委員 写真はぜひ入れていただいたらいいのかなというふうに思いました。樹種の種類についても、ああ、これねということもあるでしょうし、札のつけ方とかも、恐らくもう事例が区内にたくさんあるかと思っておりますので、そういう写真を載せていただくと分かりやす

いのかなというふうに感じました。

以上です。

○議長（天野会長） ありがとうございます。

多分、今の位置づけは結構大事で、簡単に言っちゃうとこれは区の、つまり公共事業として道路で植樹するとか、公園に植樹するというのではなくて、お住まいの方々が、大きな開発もそうなんですけど、自分の家の周りにちょっと木を植えたいというときに参考にしてもらう。

けど、こういうような形で自分で見るのはなかなか大変というところで読んでもらえばいいので、どこかそういう話を「はじめに」とかね、どこかに少しこの本をこう使ってくれるとうれしいなみたいなことを、少し書き入れておいたほうがいいかもしれないですね。さっき申しましたように、ガイドラインよりはちょっと緩いんですけど、こういう束になって、こういうガイドライン、かなり正確に言っていて、法として、条例として決めているわけじゃないんだけど、やるんだったら、こうやったら板橋区の景観のためにいいんじゃないということが書いてあるということなので、そういう意味ではこれを見ていただいて、できればPDFでダウンロードできればダウンロードして、見て、この細かいことが分からないなど言ったら、植木屋さんで、こう書いてあって、こうしたいんだけど何とかならないっていうときに使ってもらえればいいと思うので、書きぶりはお任せしますから、その辺は少し検討していただければと思います。ありがとうございます。

じゃ、山田委員、どうぞ。

○山田委員 よろしくお願ひします。

最初、冒頭出席を取られたのかと思ひまして、「はい」と返事をしましたけれども、機嫌が悪かったわけではないです。突然だったもので。

まず、タイトルなんですけど、この方向で進んでいくんだと思うんですけど、何かタイトルが今までヒント集だったものが、「手引き」というタイトルになったことで、行政としてもヒント集から少し格上げになっているのかなと。そこで誰に対して、どの程度伝えるのかというところの検討がされた上で、こういう形になっているのかなというふうに思ひます。内容も平成26年に発行されたものに比べて、もう少しいろいろ書かれていた部分もあるので、そういった意味からヒント集から、少し手引きになっているというところは理解できるんですけど、そこで少しどちらの誰に向けてというところがぼやけたかなというふうに私自身は感じました。

それがどこに例えば出ているかというのと、3ページなんですけど、「板橋らしいみどりとは？」というページがありまして、古い資料を、私、つけていただいて、皆さんもお持ちなんですかね、古いほうの資料でも共通事項の項の2ページのほうに、「板橋らしいみどりとは？」と同じタイトルで、大体ほぼ似た文章があるんですけど、読む方に問いかけする部分が全部カットされているんですよ。要はヒント集から多分「手引き」になったということで、問いかけるというよりも手引きなんだと。引っ張っていくんだと。

そういうところがあるのが、冒頭は昔は、前のやつは「板橋らしいみどりとはどういうものを言うのでしょうか」という問いかけから始まっているんですよ。考えましようねと。ところが、こちらの新しいほうは、その問いかけがなくなって、最後も、昔のほうでは、「それでは、板橋らしいみどりを目指すためのヒントを挙げてみます」というふうに、共に考えていきましょうよという冒頭の始まりになっているんですね。

ここの部分を、この手引きではやっぱりどうしていくのかというのを、もう一度、ちょっと考えなきゃいけないくて、別に手引きであっても、私は入れておいてもいいんじゃないかなという印象を受けました。

そこをそういう観点から、もう一つちょっと気になるところがあって、ワンポイントアドバイスという項目で、24ページですね、珍しいな、行政から出てくる文章でこういう文章はあまり読まないんですけど、「その気持ちは、大事なことだと思います」という、樹木を1本植えるよりは2本植えましょうというところの2本の理由が、何か寂しそう、公園利用者に言われた、寂しそうだから2本植えようみたいなところで、ワンポイントアドバイスというのがあるんですね。

その反対側のページ、25ページのほうは、「剣先フェンスは使わない」というタイトルで、最後、「人が侵入できません」というところで言い切りで終わっているんですけど、これ、昔のほうだと、「工夫してみませんか」という問いで終わっているんですね。だから、この辺の何か扱いがもうちょっと、この軟らかさでいくんだったら、手引きとはいえ、軟らかい形で昔の文章を踏襲するというのもあってもいいのかなというふうに思いました。

平成26年のときに、このワンポイントアドバイスというのはいま既にこの文章の中にちょっと入っていたんですけど、できれば、また少し時がたちましたので、今、また何か区民の方から寄せられているニーズに対して区が応えたことみたいなことも、ワンポイントアドバイスとかコラムみたいな形で入れ込んでいってもいいのかなというふうに感じました。

以上です。

○議長（天野会長） ありがとうございます。いかがでしょうか。

○都市計画課長 ありがとうございます。

まさに南雲委員に続きまして、同様の多分、視点、それから区の見せ方のお話を頂戴したのかなというふうに考えてございます。前回のヒント集のところでも丁寧にやっていた部分についてでございますが、こちらもちょうと視点を、我々も作るほうに一生懸命なっていたところもございますので、丁寧にというか、どうやったら分かっていただけなのかですとか、また興味を持っていただけるのかなというところも大事な視点とと考えてございますので、ちょっと見せ方につきましては、委員から御意見をいただきましたので、丁寧な方向で少し考えてまいりたいと思います。

また、ワンポイントアドバイスにつきましては、恐らく統一感がないというか、それぞれつくった項目によって、こちらも視点だったり、共感性という大事な部分かと思っておりますので、こちらについても統一感というか、この冊子自体が区民の方に語りかけるような視点になると、少し統一感が持てるかなと、今、私のほうでちょっと感じたところでございますので、こういったところ、また調整というか、どうやって見せたらいいか、また、改定も今回完全に完成ということではないと思っておりますので、いろいろ調整させていただきながら前に進めたいと思います。

また、緑化条例、緑化計画などについても、既に区のほうでも出しているものもございまして、そういったところとの連携についても大切にしていまいりたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（天野会長） ありがとうございます。どうぞ。

○山田委員 それで、ありがとうございます、2ページ、3ページの文章についてなんですけど、やっぱり多少改定をしていかなきゃいけないのかなというふうに思います。板橋区が各種いろいろ計画とかガイドラインとか出ていますけれども、区民の皆様、また設計の皆様、直接的に方向性といいますか、区との思いを共有してほしいよという大事な部分になってくるかと思うので、もうちょっと「板橋らしいみどりとは？」とかという、例えば文章も、もう少し長くすればいいというものでもないですけど、もうちょっと区民の皆さんに投げかけるような形で文章展開をしてもいいのかなというふうに思いました。

いろいろガイドライン等には細かく、精緻に書かれていますので、そういったところからどこを区としてはこのガイドラインとしてピックアップして、皆さんに伝えていくかというところになってくると思うんですね。保全するべきものと、新たに創出していくべきものが

あるというふうに、私自身は認識していますけども、守っていくべきものの中に特に板橋らしさというのが見えていますけど、ただ、これからつくっていくものも、板橋という住民が密集して生活している中においては、そういうニーズを酌んで、変化をしてくれているわけですから、やっぱり保全する部分と創出していく部分、変化をして、それに合わせていって変わっていく部分というものがあるということ踏まえて、何か協力していただけることが何なのかというのを共有する方向で話を進めたらいいんじゃないかなと思います。

「はじめに」のほうで一つ気になったのは、「手引き」というところが入ったことで、私はほかの人と丁寧に話をしたほうがいいかなと思うんですけど、「設計者の皆さんのヒントになれば…と考へ」というふうになっていまして、ヒントというヒント集ということであれば、これでいいかなと思うんですけど、「手引き」と入ったことで、「…」じゃ、なかなかこのタイトルにこの文章がちょっと合っていない。

これは前の文章をそのまま横引きしてきているので、ここの文章も、設計者の皆様にはこういう御協力をお願いするし、区民の皆様にもそれに一緒になって賛同して、「板橋のみどり」というものを考えながら一緒につくっていきましょうみたいな、例えばですね、そういう方向性の文章が入ると、この位置づけみたいなことも少し土台がしっかりしてくるかなというふうに思いました。

冒頭のところというのは、やっぱりこの全体を伝える大事な部分だと思うので、改定をするのであれば、当然、横引きではなくて、この内容にふさわしい文章というのを、やっぱりちょっと汗をかいてつくらなきゃいけないかなというふうに思いましたので、私の、それは意見です。

○議長（天野会長） いかがでしょうか。大丈夫ですか。

○都市計画課長 ありがとうございます。まさにというところを御指摘、御意見をいただいたのかなというふうに考えております。

冒頭の文章自体が、区の思いをしっかり伝える部分と、それから使っていただく方には協力、共有していただく。それから、区をお願いする部分はしっかりという部分で、こちらも少し丁寧に、ここを読むと全体像が分かるというところはなかなか難しいかと思いますが、そういったニュアンスで、区の思いをしっかり伝えられるように、ちょっと考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（天野会長） どうぞ。

○山田委員 ありがとうございます。特に先に読み進めたいなとか、あるいはこの章だけ読ん

でもいいかなと思うような、そういう何かちょっとわくわくするような、わくわくするような文章って難しいですけど、そんなのがちょっと入れ込まれながらも、ヒント集としてのこれまでのよさみたいなものも残しながら、ぜひ進めていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（天野会長） ありがとうございます。

ほか、どうでしょうか。じゃ、成島委員のほうから。

○成島委員 よろしく願いいたします。

意見というか要望という形になるかと思うんですけど、今、南雲委員からもありました、この手引きについては専門家のプロたちには本当に素晴らしいものができているなというふうに思っているんですけども、一区民の方に向けてというところに至っては、今後、まとめて、公開に向けていろいろまとめるとさっきお話があったので、そのときのお願いというか、要望なんですけども、今回この改定についてのメンテナンスの項目が追加をされていると思います。このメンテナンスのことって、本当に一般の区民の方にとってすごく重要で、例えば、私たちがいろいろな区民の方から御相談をいただく中で、この樹木に関するメンテナンスのことが非常に多いんですね。

なので、やっぱり区民の方も分かってはいてもなかなか理解ができていないという部分もあると思いますので、ぜひ区民向けに公開をされるときは、このメンテナンスの部分も重要視して記載というか、入れていただければなというふうに、要望です。

○議長（天野会長） ありがとうございます。何かございますか。

○都市計画課長 ありがとうございます。

メンテナンスについても、とても重要な部分だと思っております、特に樹木については植えて終わりではなくて、その後の管理ですとか、そういった部分がすごく重要なというのは、部会の中でもお話が出ていたところでございます。あまり詳細に書いてしまうと専門誌のようになってしまいますので、どこまで記載するかはございますが、こちら、メンテナンスの重要性について、また一般的にどんなことが考えられるかですとか、もしかしたら植え方について、そういった部分かもしれませんが、そういったことについても何かしら記載をして、とにかくメンテナンス、それから維持管理していく。ここが重要なんだということが分かるようにしっかり伝えてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（天野会長） よろしゅうございますか。

じゃ、五十嵐委員。

○五十嵐委員　お願いします。

私も拝見していて、一つ一つの植物の名前が分かるのと分からないのがあって、どういう植物かなというふうに思ったんですね。なので、例えばという庭の様子を載せるだけでなく、例えばユスラウメだったらこういう植物ですよだとか、いろいろ植物の写真があると一般の人にとっては親しみやすいというか、分かりやすいものになるかなというふうに思いました。

それから、今回、このような形でいただいたんですが、例えば、すみません、私、前のものがちゃんと分かっていないんですが、こういうハードなカバーというか、どのくらいのものにしていくのかなというふうに思ったんですけれども、その辺りはまずいかがでしょうか。

○都市計画課長　ありがとうございます。前回のものについてはお手元にお配りしたみどりのヒント集でございますが、今回の装丁については、印刷の費用とかも当然でございますので、本日、お配りしたような印刷物というか、こういったもので考えてございます。当然、ホームページ等でも公開してまいりますので、その辺で考えていきたいなというふうに思っております。

それから、写真等について、実は繰り返し御意見をいただいているところなんですけど、私も4月から都市計画課長になりまして、やはり説明を受けていく中で片仮名が多くて、何だか樹種が分からないなとかということ、最近ではタブレットを使いながら調べて、やっと何となく、ああ、こういう樹種があるんだとかということが分かった次第でございますので、これをいきなり公開してしまうと、私と同様のというか、もっと苦労させてしまうこととなりますので、全てではないんですけれども、ある程度重要なポイントを押さえつつ、写真とかイラストになるのか、そういったことも併せまして、より分かりやすく親しみのある、そういったものになっていけばなというふうに考えてございます。ありがとうございます。

○議長（天野会長）　よろしゅうございますか。

○五十嵐委員　すみません、いいですか、続けて。

○議長（天野会長）　はい。

○五十嵐委員　ありがとうございます。本当にこれをしっかり読んで、参考にしてほしいと思ったら、やっぱり届くようなものにしないとイケないと思いますので、その辺はよろしくお願いいたします。

それから、例えば3種類以上植えるのがいいというようなものがありましたけれども、それなりに費用がかかってくるわけなんですけれども、そこを板橋区としては、例えばこうい

うふうに、このくらいの面積について植える場合は何か補助をしますよだとか、そういうことは考えてはいないですよ、きっと。

○都市計画課長 ありがとうございます。かなりというか、一定の御負担をおかけするということは当然あるかと思うんですけども、財政的な負担の部分で特に補助ということは、かなりの量とか範囲も想定されることですから、そこまではちょっと考えていないところです。

ただ、こういったことで町並みですとか、きれいに整ったエリアというんですか、そういったものが出来上がっていくことで、区の価値ですとか、エリアの価値が高まるなということは考えておりますので、そういった意味でも区の想いをしっかり伝えて、共有、共感していただければなというふうに考えてございます。

また、すみません、緑化条例などもございますので、大分みどりの地位というか、そういった部分も変わってきておりますので、その辺についても併せて御理解いただきたいと考えてございます。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

それから、たしか7月、6月、区役所の正面玄関のところで、いろいろなお花とか木とかあって、欲しいと思いながら持って帰れないと思って、すごい苦悩していたんですけども、ああいうことをするとき、一緒に例えばこの植物はこういう形でお庭に植えられますよみたいな、何か写真と一緒にその場に置いたりとかすると、こういうのがもっと広がるんじゃないかなというふうに思ったんですけども、せっかくあのときも、すごくお客さんがたくさんいらして、何か午前中見ていて、後で行ったら、あれ、もうないっていうようなものもたくさんあったので、多分、皆さん気にしていらっしゃっていたと思うんですね。そういうのとタイアップするようなやり方というのはどうなんでしょうか。

○都市計画課長 ありがとうございます。これも公務を司る者として、いつも言われていることなんですが、他部署との連携ですとか、それから民間さん、例えば植木屋さんですとか、ホームセンターもそれに当たると思うんですが、そういったところの連携がかなり不足しているかなというふうに考えております。

特化して所管の部署が頑張るのも確かにいいことなんですが、こういったところはやっぱり部会ですとか、会長のほうからも御意見をいただいて、ホームセンターでも手を取れるようなものになるといいねという、大きな方向性というか目標をいただいたところでございます。

こういった区の連携事業というか関連した事業をやる際に、やっぱり自信を持って、この冊子を置いたり、例えばポスターのようなものを貼らせていただいて、そこからリンクが飛ぶとか、そういったこともアイデアとしてはすごくあるのかなというところを実感しているところがございます。

急にという部分はなかなか難しいんですが、進めていく中でいろいろな御意見が出るかと思えます。そういったところで見せ方ですとか、共感の部分については工夫させていただきたいと考えております。ありがとうございます。

○五十嵐委員 すみません。それから、ほかの委員さんからもありましたけれども、選定の仕方とか、あとは落葉樹のことも書いてありましたけれども、落ち葉のこと、私も、例えば区の公園の落葉樹の落ち葉ということで切られてしまったりみたいなこともあって、ちょっと悲しく思ったりするんですけども、どうしても高齢化によって、植えていたんだけれどもメンテナンスができないということで諦めてしまう方もいらっしゃって、その辺のサポートのことを何らかの仕組みづくりも同時にできていくと、町の緑が守られていくのかなとか、あそこのお家のあの木というのじゃなくて、うちの町の木みたいになるとみんなの愛着もできていいのかなというふうに思いますので、同時にちょっと考えていただけたらなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○都市計画課長 ありがとうございます。メンテナンス、それから選定、落ち葉ですと、将来の少し先の話とかそういったことだと思います。

当然、先ほども御説明したとおりでございますが、植えたら終わりということではなくて、やはりそれぞれの樹木について、例えば伸び具合だったり、葉っぱが落ちるですとか、虫がつく、それから寿命なんかも、もしかしたらすごく疑問をお持ちになるところなのかなと感じています。例えば、写真を載せてしまうと、この木、すごくいいなと思って、購入して植えたりというところを考える方が多いかと思うんですが、実際はその後、長くお付き合いするという部分が一番大変かと思えます。

ただ、欲張り過ぎて、ここに何でも盛り込んでしまうと、やはり専門誌以上に細かなものになってしまいますので、そういったところはしっかり専門家の方にきちんとお話をしながら植えていただきたいとか、そういったことも含めながら、必要最小限のものを分かりやすく伝える部分と、あと専門家にはお尋ねいただきたいという部分もしっかり書いた上で、区内でそういった業に携わっている方の協力もいただきながら、いいものになっていけばなというふうにすごく感じているところがございます。ありがとうございます。

○五十嵐委員 ありがとうございます。それから、こういうのを見ていると、どうしても一戸建てのお家みたいな認識があるんですが、ただ、よくよく読んで、やっぱりマンションとか関係しているんだなということも思うんですが、どうしてもマンションというのは、事業者が長けて、それでできたものに入っていくというイメージが、イメージというかそういうものなのかなというふうに思うんですけども、そうすると事業者がどれだけ協力してくれるか。

何かはやりの木とか、その都度あるらしいとは聞いたことがあるんですけども、その中でどういうふうに、この板橋らしいというのを考えてくれるのかなと思うので、そういう事業者、マンションを建てている事業者に対しても、やっぱりしっかりと伝えていくことというのは大事になるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺りはどうでしょうか。

○都市計画課長 ありがとうございます。大きな敷地のものに関しましてというところではないですが、景観アドバイザー協議ということで、大分、植え方ですとか量についてもお話をさせていただいているところでございます。

実際、私事でお話ししますと、埼玉県のマンションに住んでおまして、大体建ってから20年ぐらいたっているんですが、やっぱり入ったときはデベロッパーさん、開発さんが植えたような樹種が植わっているところなんですけど、だんだん年数がたってくると、例えば生垣状目隠しにしているものが、実は育ってくると形が変わってくるですとか、木についてもこんなに大きくなってしまいうんだですとか、様々、やっぱり住んでいる方同士の中でも問題というか、課題が見つかってくる場所なので、そういった際によい樹種というか、もう植え方も多分来るとお思いますので、そういった参考にもなればなというふうにも考えてございますし、区内でも例えばサンシティさんみたいに、しっかり自分たちで管理されている事例なんかもございますので、そういったことも参考にしつつ、なかなか難しいところなんですけど、何しろヒントというか、この手引きを活用いただくということと、区の思い、それから共有、共感について、しっかり伝えるべきことを伝えられればなというふうに考えてございますので、また、「板橋らしい」については、我々事務局だけで、当然、職員だけで考えるものではなくて、区民の方ですとか、今日お集まりの皆様、こういったところの御意見も大切に、「板橋らしさ」について、流行り、廃りも当然ございますが、そういったところも一緒に考えていけたらと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○都市景観係長 ちょっと補足をさせていただきますと、委員がおっしゃられたようにマンションというお話もあるんですが、実は板橋区の中は景観形成重点地区というエリアがござい

ます。これは御存じかと思いますが、加賀一丁目、二丁目、常盤台一丁目、二丁目、また赤塚の崖線地区であるとか、今、5地区ほどあるんですが、そちらのエリアですと戸建ての建物でも届出の対象になるものですから、私どものほうで御指導させていただいている状態ですね。

ただ、やはり戸建ての住宅が大変多いのは、やはり建売り業者さんが数棟まとめて建てられることが非常に多くて、最近、やはり敷地が潤沢でないと駐車場は入れなきゃいけない、駐輪場は入れなきゃいけない、玄関造りするんですけど、最近、若い方は雑草が生えてくるのを嫌がられて、たたきが多いんですよ。たたきが多いと、本当に玄関はすごく寂しい状態になるので、私どもとしてはそこが闘いどころなんですけど、何とか土を残してもらって、中木、高木はもちろん無理だと言われちゃうんですけど、それでも何とか中木ぐらい、また低木でも、いや、何ならもう草でもいいからみたいな形をお願いしているところではあるんですけど、そういうのも景観形成重点地区については、私どもはこのみどりのヒント集を活用しながら、1本でも少しでもというところをお願いしているところがございますので、それをまたこういうふうにも有効に活用できればというふうに思っておりますので、御意見、ありがとうございました。

○五十嵐委員 ありがとうございます。多摩地域のほうは、自治体として家を建てるときには必ず1本、樹木を植えるとか、そういう条例をつくっているところもあると伺っていますし、それが植えられない場合はその分、お金を払うみたいな形らしいんですけども、今、伺って、板橋区でもいろいろ御尽力くださっているんだなというのがよく分かったので、またそれが区民の皆さんに届くように、またどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（天野会長） ありがとうございます。

ほか、御意見。じゃ、鈴木委員。

○鈴木委員 鈴木です。ありがとうございます。

僕自身が緑化の推進に関する条例、みどりの条例と略させてもらいますけれども、みどりの条例の改定に際して意見を述べる機会を与えてもらったということもあり、若干、この改定された内容については理解しています。

僕自身が評価しているのは、この緑化条例の改定で新しく大きな柱が2つあったと思っております、一つは緑化基準の見直し、もう一つが植えた後の完了検査が終わった後の維持管理に関する部分が増えたということは、僕自身評価しています。

ただ、緑化の基準に関してはやっぱり当初希望していたような大幅な基準にならなかった

ので、やはりちょっとこれについては残念だったという思いはあります。

ただ、その緑化条例に対する批判という意見ではなくて、むしろこちらのほうの「みどりの手引き」ですか、それについての意見なんですけれども、区民の方なり事業者の方たちにとって、板橋区はみどりについてどう考えているんだということを、接する機会というか、その窓口になっているのがみどりと公園課の緑化条例なり、景観のこの手引きだと思うんですね。そうした中でやはりみどりの条例のほうではなかなか踏み込めなかったと思うんですが、僕自身は景観のほうではもっと、板橋区のみどりというのはこうなんだという理念をもっと積極的に出したほうが良いと思うんです。

ここでうたわれている板橋区らしさというのは、これについては誰も否定しないと思います。ただ、板橋区らしさって、ここでうたわれているものが、果たして、板橋区のどの部分で意識できるのかということ、ほとんどの部分が板橋区らしさというのはやっぱりここは違うよねというふうに思っちゃうところがあるわけです。

だからまずはその理念があって、板橋区の景観において緑豊かな町にするということはどういうことなんだという、まずそこからスタートして、その中の一つに板橋区らしさがある。それ以外にもまた別な手法があるという筋立てのほうが、僕はこの審議会としての意見だと思います。

ということで、意見を述べます。

- 議長（天野会長） ありがとうございます。いかがですか。意見として伺っておくということでもよろしいでしょうか。
- 都市整備係長 ありがとうございます。今、いただいたお話、景観からはどんどんインフォメーションとして理念的なものをというお話でいただきましたので、また今回、御審議いただいて、また今日御意見をいただいた部分を含めて、11月にまた先生方の集まりの部会もございますので、こちらで具体的な理念というものに対する言語であったり、具体的なもののヒントをいただきながら、ちょっとその辺をまた付け加えていきたいと思います。
- 鈴木委員 ありがとうございます。ちょっと補足なんですけれども、景観条例の中では、景観重要樹木という選定というのもこの中でできるんですね。これ自体、だから板橋区では17号の5本ケヤキしかないんですよ。それと一方で、さっきの緑化条例の中では、板橋の銘木ということで10本の銘木を指定しています。

結局、そこがリンクをしていなくて、板橋の緑化条例で指定しているものはほとんどが民有地のものですから、その辺りがやっぱり民と公の部分との何かバリアがあるのかもしれない

いけれども、ただそういうのを乗り越えていかないと、やっぱり景観条例の景観を考える立場の人たちにとって、みどりがどういう位置づけなんだというのがメッセージとしてすごく弱いんだよね。そういうことも踏まえて御検討いただければと思います。

すみません。補足でした。

○議長（天野会長） ありがとうございます。よろしゅうございますかね。

多分、大きく2つあって、民間の方にこれをお願いする部分と、行政としてやっていく部分をあまり一緒くたにすると何だか分からなくなるので、とってあまり切り分けると意味が分からなくなるのでというやつの判断がちょっと難しいですが、ぜひこの景観審議会は両方にまたがって話ができそうなので、発言いただければと思います。ありがとうございます。

じゃ、木村委員、お願いします。

○木村委員 木村です。よろしくお願ひいたします。

私は9年前に家を建てたんですけども、先ほどの係長のお話を聞いて耳が痛いなというところなんですけど、やはり注文なんですけど、敷地の関係で木を植えるか、花壇を造るかという二択になってしましまして、我が家で花壇を造りました。春にはチューリップ、その後、アジサイ、アサガオ、ヒマワリ、キク、そのほかにキュウリですとか、そういった野菜も作っています。

私には中学生と小学生の子供がおりまして、PTAでよく学校にも出向くんなんですけど、子供たちに板橋らしい、先ほど出ていたみどりって何だろうみたいなことを聞いたら、皆さん、「癒し」って言ったんですね。だから子供たちにとってはみどりは癒しのようです。ですので、今回の樹種についてなんですけど、子供も興味を持てると思いますので、ぜひ写真を何点か入れていただけると一緒に子供とこの冊子を見れるのかなというのを感じました。

私は一区民ですので、先ほど、ほかの委員さんもおっしゃったように、ちょっと難しい内容も中にはあるなというのを感じておりまして、じゃあ、私は一体どこから見るとかと思うときに、このワンポイントアドバイスというのがすごく区民にとって見るところだと思うんですね。これだけのページ数があると、ワンポイントアドバイスを見ていこうという感じで見ていくと思いますので、ここはすごく大事にしていきたいなと思います。

ちなみに22ページの「井戸端会議できる場所をつくる」、これは本当にまちづくりの一環でありまして、我々区民にとってとても大切なところなのかなというのを感じております。

また、ユニバーサルデザインの観点からも、もうちょっとみんなのみどりということ考

えていただいて、ぜひ障がい政策課とも連携していただいて、こちらの冊子ができるといいのかなというのを感じました。

以上です。

○議長（天野会長） ありがとうございます。よろしゅうございますか。御意見として承っておくということで。

○都市計画課長 ありがとうございます。すごくお子さんの意見で「癒し」なんて、すごくいいというか、分かりやすいというか、そういった部分だと思います。

ワンポイントアドバイスについても、恐らくこの手引きからちょっと離れて、自由に書ける部分だと思っておりますので、何かここにとらわれず、いい、こういった視点とか、記事とか、もしございましたら、どんどん御意見をいただきたいと思っておりますし、また、先ほどの統一感も含めて、読みたくなるような内容になればと思っておりますので、御意見、ありがとうございます。

○議長（天野会長） ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

じゃ、杉山委員。

○杉山専門委員 杉山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

このヒント集、やはり区民の方というようなことで、ホームセンターというアイデア、すばらしいかなと思いましたがけれども、私の近所にあまりホームセンターがないので、区の施設とかに常に置いてあるというようなこととか、やっぱり手に入りやすいということできいろいところを模索していただきたいなど、それはお願いでございます。

質問が長くなっちゃうと思いますので、幾つか、3つぐらいあるのかな、2つぐらい続けてお聞きしたいと思います。

意見としては、相談窓口とかアドバイザーとか、これを見た後に、これってどう突っ込んだらいいのかなといったときに、じゃ、皆さん、植木屋さんを知っているかというところでもないし、うち、近所に非常に植木屋さん、いっぱいありますけれども、専門的過ぎてちょっと近寄り難い感じもします。

なので、いつも窓口やアドバイザーを設置というのは難しいと思っておりますので、時々、何かやりますよみたいな、月に1回は開いている窓口があって、御専門の方に来ていただいているとか、区役所とか出張所とか、何かそういうようなものはないかなというように思ったりいたしました。これは本当にお願いというか、御検討をぜひお願いしたいなというところがございます。

それから、細かい質問になってしまうんですけども、質問と意見になってしまいますが、緑のスカイラインという言葉がすごく多く使われているんですけど、よく読んでいくとこういう流れのことを言っているんだなと思うんですけども、やっぱりスカイラインってぱつと言ったときに、大木が街路樹である場合のみぱつと目に浮かぶというか、あまりこれって、こういうところに用語を使うのかどうかというのが、やっぱり空を背景にというのがスカイラインのワードですから、ちょっと戸惑う箇所が幾つかあったりしました。スカイラインっていうので納得はするんですけど、あまり分かりにくいなというのがあるので、緑の用語として専門なのかどうかというようなところがありました。

それともう一つ細かいことということで恐縮ですけども、さっきからメンテナンス、経年変化というのが、課長さんもびっくりするほど大きくなるねみたいなお話がありました。例えば、サクラなんかは本当に根張りがすごいし、サクラはかなり薦めて書いてありますけれども、ケヤキも大きくなるでしょうというのが、すごく大きくなるし、というのは、20年たつとやっぱりすごいですよね。

だから、そういうような注意したいこととか、経年変化でこうなるんだよというのは、意外と「みどりの手引き」にしても、ヒント集にしてもあまり実は民間のガイドブックを読んでも書いていないんですよ。だから、形はこうだよ、花の形はこうだよ、花はこうだよと言っているんだけど、緑というのはとにかく継続性、それから歴史というか、ずっとした生活文化なわけだから、何かその辺は、さっき理念というふうに鈴木さんがおっしゃったですかね、やっぱり緑というのはどうあるべきなのかとか、これまでどう付き合ってきたのかとか、これからどうしようかというようなことを、若い子は、それを語りつつ、細かいところでちょっとアドバイスが欲しいという、そういうすごく大きなところから小さなところまでという、大変な課題を持っているテーマだと思って、それにこんなに熱心に取り組まれているところは、行政としても少ないというふうに大変評価していますので、ぜひ、ちょっとその辺りの書き方と説明の仕方、そして紹介の仕方というふうに、もうちょっとシステムの構成とか、そういったようなことを整理して、実行ができるようにというのと、私みたいにごろごろ出張所なんかへ行ったら何か面白いのがないかなと思って見るような人もいますので、ぜひそういう身近な情報、先ほど会長からもPDFで落とせるといいんじゃないかなんていうお話もありましたけれども、実際そうだななんていうふうに思ったりいたします。ぜひそんなふうなことを御考慮いただきたいなと。

それとすみません、もう一個だけ言わせていただこう。やっぱり板橋区って、崖線地区っ

て書かれていますけど、もちろん文章のほうには台地というふうになっていて、台地の武蔵野の雑木林というか、雑木林なんですけど、そのところが何か崖線って言っている地区のところで台地という、両方、台地と崖線というふうに、最初にもう文章の頭からそういうふうに語っていただいて、崖線地区というのは台地があるからこそあるわけで、そういった武蔵野台地の雑木林というのは非常に重要なポジションがあると思うので、その辺り、最初の崖線地区みたいなどころで書き方として何か工夫していただきたいなど。

前のヒント集では、景観重点地区以外のところで、場所別ヒントというのがあったと思いますが、なくなっていますよね。そうするとこの手引きを読むと、重点地区だけの方が気をつけてほしいねというふうに読み込めちゃうんですね、実は。何かちょっとそういう構成になっちゃったんだなと思ったので、そんなところも気になりました。

まとめてしゃべってしまったので、すみません、分かりにくい点がありましたけれども、一番重要だったのはもしかしたら理念と、あと、細かいアドバイスと窓口みたいな、そんなところかなと思います。よろしくお願いします。すみません。何か変なしゃべり方で失礼いたしました。

○議長（天野会長） ありがとうございます。いかがでしょうか。

○都市計画課長 理念についてはほかの委員の皆様からもいただいたところですので、区の考え方について、分かりやすくというか、しっかり伝えられるような工夫を考えてまいりたいと思っております。

あと、緑のスカイラインなどの専門用語、これも多分、それぞれでイメージされるものがあるんじゃないかと思うんですけど、もしかしたら違ったりですとか、そのとき、はやっている言葉だったりとか、様々恐らくあるんじゃないかと思っております。この辺の使い方についても、我々も事務局も当然なんですけど、委員の皆様にも御意見を頂戴しながら、分かりやすい表現、これも御協力いただければというふうに考えております。

あと、樹種も、サクラもしかり、ケヤキもとか、様々あるかと思うんですけど、この辺もどうするかというのはちょっと課題なのかなというふうには、これは個人的な意見ですけども、やっぱり思うところがございます。あと、区民の方はじめ、事業者の方もでしょうけど、これが情報として手に入りやすい、そういった工夫、ホームセンターだけでなく、様々できたらなというふうに考えておりますので、そういったところもどうやったら手に入りやすいか、これもなかなか木とか植物に触れる、それから自分で植えようと検討されるときにどんなところに行くのかなということもあるかと思っておりますので、工夫のできることはや

ってまいりたいなというふうに思います。

あとは相談窓口については、さすがに我々も専門的な職種ばかりではないので、いつでも相談に乗るといのはなかなか難しいところだとは思いますが、例えば区内でいいますと、赤塚植物園ですとか、熱帯館などもありますので、そういった情報をうまく出せるのかなどとか、あとは緑化条例のお話もございますので、そういったところの連携というか、情報の出し方についても考えられればいいかなと思っております。

また、細かい部分については景観計画届出に係る緑化計画の主要樹木一覧で、一定、情報としてはあるんですが、やっぱりそういったものも調べたいときに、多分見つからないという部分だと思いますので、そういったところの御理解、この手引き、ヒント集などと一緒に使っていることの周知ですとか、この情報が新しいものなのか、それとも必要な情報なのかなども、やっぱりやっていく中で修正というか、考えていかなければならないことだと思っておりますので、今回、来年4月からこちらを使おうとは思っているんですけども、ここで完全にゴールということではなくて、こういった簡易の紙媒体で周知するという部分と、ホームページで周知するというところも逆にメリットなのかなと思うんですが、必要なときに修正をかけながらということも可能かと思っておりますので、そういったところも皆様の御協力を得ながら、また区民の方がどのように考えているかなども知る機会があれば、そういったことも調整しながら、最終的には区の緑がよくなるということで、そこを目指して頑張ってみようと思っておりますので、皆様の御協力を引き続き賜りたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（天野会長） よろしゅうございますでしょうか。

○杉山専門委員 ありがとうございます。

○議長（天野会長） 少し会議を進めたいと思います。じゃ、中島委員。

○中島委員 まず、大変な御苦勞というか、多分、目次構成を見ると分かるんですけども、前回のところから大きく目次の構成自体を変えているので、結構、これは今まで書いたことをどう振り分けるかとか、結構大変だったんじゃないかなと思いますが、全体としては今の構成のほうがいいのかなと思います。

今の構成というのは、この緑化というか、景観みどりを生み出そうとしている人たちのある種の思考のプロセスに沿った章構成になっているわけですね。どこかに章構成がありましたけれども、5ページですか、2章から5章というのになりまして、それはいいと思うんですが、その中で一番大事なのは、多分3章と4章が大事じゃないかと個人的には思います

けども、ちょっとそれはまた後でお話ししますが、まず一つは、実際にこのヒント集というのは普通のというか、ある程度ちゃんとした緑の専門家が関わっている場合だと普通に考えることだと思うんですけども、多くは。

それを丁寧に整理していただいているということなんですけど、そういう意味でいうと、2章とか3章、4章、5章というのは、必ずしも板橋区ならではの話じゃないことも多いと思います。逆にいうとやっぱり大事なところで、1章の先ほどから出ている「板橋らしさ」、らしいみどりというのは何かを伝えるというのは本当に重要なことだと思うんですね。

だから、最初の2のところ「板橋らしいみどりとは？」というのが、かなりあっさりとしてテキストに書いてありますけれども、ここはやっぱりしっかりと哲学というふうにもありますけれども、具体的なイメージをしっかりと、もうこれでもかというぐらい出したほうがいいと思います。

こういうみどりのことを板橋らしいと言っているんだというのを、それは現在の中にそういういいものがあれば現在のものでしょうし、場合によっては取り戻したいものがあるとするれば、過去のものでもいいかもしれないし、それはまたスケールも小さいものから、もうちょっと地区としての全体のものでもいいんですけど、ぜひ、今、3ページにある、この「板橋らしいみどりとは？」というところを物すごく充実させてほしいなというふうに思います。これを多分初めて板橋区で事業をする方とか、何か計画する方にちゃんと伝えるというのがものすごく大事だというふうに考えます。

その後の第2章からは、実は先ほど言ったようにまともなと言っちゃ悪いんですけど、ちゃんと考える人であれば、このぐらいのことはちゃんと考えてくれているはずなんですけど、必ずしも全員がそういうことじゃないというか、なかなかそこまで考えられない設計者等々いらっしゃいますので、そのときに丁寧に伝えるということだとしたときに、やっぱりちょっと5章だけが先走らないようにというか、樹種だけを最後に見て、ここに書いてあるからこれを選びましたみたいな感じになりそうなんですけど、そうじゃなくて、何のためにそういう緑化をするのかという、その考えを大体我々もこの協議とかをするときに聞くのが多いので、板橋区はちょっと私は担当していませんが、そういう意味でいうと、第3章、4章のことをしっかり考えてくださいと。

何でそこにそういう樹種を選んで、そこに植えるんですかということから考えると、3章、4章が大事だということなんですけど、そういうことも含めて、5ページ目のこのフロー図がちょっと分かりにくいというか、何か章構成としてはこういう2、3、4、5があるんです

けど、この行ったり来たりという関係だとは思いますが、何かもうちょっとこの本全体で伝えたい、ガイドブックで伝えたいことというのは、章構成にもっとはっきりと表れているような気がするので、この2と3と4、5の関係を、ここ自体もうちょっと力を込めて、メッセージを込めてほしいなと思います。

例えば、だから、今、言ったように、3章と4章に計画と書いてあるけど、何のために緑化するのかということだと思えますよね、その一つの敷地の中で。そのことを考えるとところが3、4だとか、あと、2はどんな場合でも、まず、歴史や周辺から考えてみましょうということだと思いますし、5章は最終的に樹種を選びましょうという、本当に最終的な話とかで、何かその辺のプロセスがもうちょっとはっきり分かるような、ちょっと言葉で言っているの、要求していることがちゃんとした図を作ってほしいということですけども、もうちょっと検討して、ここもすごく大事だとか、何かここをさらっと流さないで、ここでやっぱり今回の手引きのまさに改定したポイントがあるわけですね、これを組み替えたわけだから。だから、この組み替えた意図がしっかり分かるように、その中のどこが大事なんだって分かるように、もうちょっと工夫してほしい。すみません、具体的でなくて申し訳ない。ということをおもいました。

あとは各章ごとにいろいろ言いたいこともあるんですけども、端的にポイントだけ言います。第2章のところは、歴史と地形というふうになって整理されていますが、歴史と地形と周辺、別に歴史と地形だけじゃなくて、周辺にどんな緑があるかということをもっとちゃんと見てほしいということ、中には少し書いてあるんですが、項目立てがこの歴史と地形、そして、この景観計画上の位置づけになっているんですけど、普通に考えると要するにある場所で計画しようとしたときに、そこが歴史的にどういう場所であったか、どんな地形を持っているか。あと視点を広げて、その周辺にどんな緑があるのかというようなことだと思えますね。

その周辺にどんな緑があるのかというのが、恐らく景観計画の話でいくと一般地域なのか、景観形成重点地区なのかというような話だと思えますけど、何となくこの3つの三本立てがいまいちしっかりとそろっていないとか、あるいは全部網羅していないかもしれないなという気がしますので、もうちょっと考えてほしい、作っている方には考えてほしいと思いました。

あと、第3章もちょっといろいろ言いたいこともありますが、ここは文言もいろいろあるんですけど、5番の「擁壁の修景として配置する」というところだけが、ちょっとだけ何と

なくほかと違うのかなというか、例えば、次の章では屋上緑化とか壁面緑化も出てきますよね。その屋上緑化とか壁面緑化とかと擁壁の修景というのはどういう違いがあるのかなというのを考えたときに、何か3章と4章とどういうふうの内容を切り分けて配置しているかというところが少し混乱するなと思いました。

あえて言えばこの3章のところは擁壁だけじゃなくて、立体的に緑化を考えるとというか、地表面に何を植えるかということだけじゃない、何かもうちょっと擁壁のものとか、屋上とか、あるいはベランダとか、何か全体の立体的な緑というのを考えるというのが大きな考え方として提示されていれば、例えば擁壁な具体的な手法というか、擁壁を隠すとか、擁壁に緑を何か植えるとかいうのは、むしろ緑化手法とか配置、配植のほうの話なのかなとか思ったりもしました。

ちょっとその辺りの切り分けが、今は一つの例を出していますけれども、特に3章と4章に関しては切り分けがもうちょっとはっきりしたほうが、それぞれの章の意味が分かるんじゃないかなと思います。具体的な中身のことはまた後でというか、ここではちょっと時間がないので言いませんが、そのように思いました。

あとはいろいろとあるんですが、最後に、先ほどの井戸端会議のところの話が出ましたので、大変気になるのは、「井戸端会議ができる場所をつくる」のところに、「「景観」とは別の観点からですが」と書いてありますが、これはまさに景観の観点ではないかというふうに思いますので、やめたほうがいいのか、恐らく我々、緑だけじゃないんですけど、景観と、例えば気持ちのよい場所をつくったり、緑で先ほどの安らぎのある場所をつくったら、そこに人が集まってきて、その人たちが楽しんでいるその風景を生み出すためにやっているというところが大きいので、それはまさに景観をつくっているんですね。

そのことを考えると、自ら景観をわざと狭く定義して、こういうことを言う必要はないんじゃないかというのが一点と、そういうことを考えたときに、このすぐ横にある「将来の姿をイメージし、緑をつなげる」みたいなところと似ているんですけど、何か緑というだけを考えるんじゃなくて、その緑を通じて、ほかにどんなふうな風景をつくりたいかというか、そこに人が将来、ちょっと木陰の下に集まってもらいたいとか、今、暑いので樹幹がしっかりした大きな木ができて、その下に影ができて、そこにちょっと散歩しているおじいちゃん、おばあちゃんがちょっと腰かけるんだよとか、そういうところまで考えて緑化をしてほしいということだと思っんですね。

これはすごく大事なことだと思うので、何かワンポイントか、この井戸端はワンポイント

でいいんですけど、もうちょっとこの項目の中にそういったような人と樹木との関わりに関することをしっかり考えてねというのを書いてもいいかなと思いました。これもよくそういうことを協議の中で言ったりします。といったところがありますので、何かまず全体としてもうちょっと、まだ今日はこれで決まりじゃないんですよ。だから、もう少し検討してほしいということです。

あと最後は、これはもう簡単な話ですけど、完成度が低いので、見出しとかのそろえ方とかもぐちゃぐちゃですよ。言葉の選び方とか、何とかの場合みたいなのが幾つか並んでいるのに対して、いきなり動詞が出てきたりとか、やっぱり人が読んでみたいとか、あるいは何かこういうところは同じレベルの話なんだなとかというのは、1個1個のエディティングのすごく基本的なことをちゃんとやることだけで、全然伝わり方が変わってくると思うので、ぜひそこは、今日は内容等もありますけど、この言葉のワーディングとか、本当に先ほどの、本文が結構多様なのはいいと思うんですけど、少なくとも見出しに関しては、一回、全部並べてみて、見出しだけで内容がちゃんと伝わるかとか、全体の粒がそろっているかとか、そういうのはぜひやってから、できれば資料としては出してほしかったなと思いました。

以上です。

○議長（天野会長） ありがとうございます。個別に細かいところはお伺いして、次回の参考にさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○都市計画課長 ありがとうございます。精度ですとか、内容の精度を高める部分ですとか、構成の理由づけというんですかね、その辺、すごく参考になるところで、我々としてもしっかりやらなきゃなというふうに感じたところでございます。ありがとうございます。

それから、今回、お出しするまでにも、様々、部会のほうでも御意見をいただきまして、内容についても大分まとめてきたところで、さらに見えてくる部分があったかと思っておりますので、引き続きの御協力を賜りたいと思っております。

あと、恐らく区の想いの部分から、板橋らしいとか、そういった部分も、恐らくストーリー性の部分かなってすごく思っております。板橋区長も日頃からストーリー性をすごく大事にしておりますので、そこで区の想いがどうあって、将来、どんなものになるかというところがうまく見えるようなふうにもしたいと思っておりますし、また、ここで我々職員のみだけでなく、例えばほかの自治体ですとか、ほかのみどりに携わる方の事例なども、もし具体的なものを知識としてお持ちであるようでしたら、そういったところも情報提供いただいて、時間は限りはございますけれども、しっかりと伝わるようなものに少しでも近づけるよ

うに頑張ってまいりたいと思います。引き続きの御協力をお願いしたいと思います。

○議長（天野会長） ありがとうございます。よろしゅうございますか。

ほか、ありますか。すみません。随分延びているので、ちょっと短めをお願いしてよろしいでしょうか。

じゃ、大場委員から。

○大場委員 今たまたま5ページで2章、3章、5章という関連の話ができたので、これと次の第6章というところのお話をちょっとさせてください。ページ35、あるいは36のほうです。

36ページの上半分は、板橋区での窓口になっております。事業面積が350平米以上の場合、今回のみどりの規定に従って申請していただきたいということになっているんですが、その下の東京都というのは事業面積が1,000平米以上になると東京都扱いになりますと。これはこれだけ条例、あるいはみどりのという大変大きい問題、あるいは充実した内容をつくられつつあるし、つくっているんだと思うんですが、それが1,000平米をもって、もう板橋区は関係ありませんよという、そういう形になっていると思うんですね。

今、東京都のほうではそれを窓口を1つにすることができるといふことになっていまして、窓口の一元化ということで、現在13区1市、1市というのは国分寺市ですけども、お隣の豊島区なんかも一元化されていまして、1,000平米を超えても区で取り扱うことができます。それは区の業務が増えることになるのかもしれませんが、これだけ景観、あるいはこのみどりということで板橋らしさというのを前面に押し出しているのに、1,000平米を超えるとそれとは別の世界なんですというのは、これに携わっている人たちがとても悲しむことじゃないかな。あるいは結果としては区民の人たちの燃えるような意識を舞い上げる、そういうところにまで行ってほしいなという思いも含めて、一元化、ぜひしていただけないでしょうかという、そんな提案でございます。

○議長（天野会長） いかがでしょう。

○都市計画課長 都と区の役割でございますが、なかなか組織論をここですぐに御回答することは難しいと思っております。ただ、区と都が全然関係ないということでもないと思っておりますし、また、こちら所管のほうも土木部という部分も絡んでおりますので、その辺は所管部署とも、どうしたらいいのかというところは含めて考えていくしかないのかなというふうに思っております。

なかなか歯切れの悪い答えなんですけれども、ただ区の想いについてはしっかり伝えると

いう部分は、皆様からも今日御意見をいただいたところでございますので、そこは変わりないかなと思っておるところなので、あとは他の自治体、一元化しているところについても、どのようにやっているかというのは所管部署を通して、どういった情報を入れられるかはあるんですけども、経緯なども知ることができたらというふうに思っておりますので、その辺でちょっと時間はかけながらというところにはなるとは思いますけれども、いずれにしても区のみどりに対する想いというのはしっかり伝えて、都だから関係ないよということが思われないように工夫ができればなというふうに思った次第でございます。

○議長（天野会長） みどりと公園課とも話をさせていただければと思います。

どうぞ。

○都市景観係長 大場委員のほうは手続等もいろいろやられているので、御存じだと思うんですけど、このみどりの計画届出については部署が違うというところがあるものですから、ちょっとこちらでは回答できないんですが、ただ、景観のほうは御存じのとおり、私ども、規模は、先ほどのお話のとおり、景観形成重点地区については小さい建物から、また一般地域については敷地面積1,000平米、延べ床2,000平米、高さ20メートルを超えるものについては、私どもが一貫して御指導をさせていただいております。

これはただ景観の届出というところの中の緑化というところになりますので、こちらの関連するほかの部署さんとはちょっと立ち位置が違うということだけは御理解いただければよろしいかなと思うんです。やはり見え掛かりであったりとか、玄関、アプローチ、そういうところで歩行者の方であったり、区民の方が通るときにどう見えていくのかなというところも、結構我々はすごく重要視しておったりするものですから、ほかの部署さんとは立ち位置がちょっと違うところがあるということは御理解いただければと思います。すみません。

○議長（天野会長） よろしゅうございますでしょうか。

それでは、神谷委員。申し訳ないですけど、短めにお願いいたします。

○神谷委員 元のみどりのヒント集というのは、景観協議を最初の3年、運用している間に、区のみどりの専門の方、担当の一人で入っていて、協議の中で出てきたものを整理してまとめて、作ったものがヒント集で、極めて実用的なものなんですよね。それはまさにせめぎ合いですね、緑を植えたくないという、そういう事業者さんたちに対して。事業者さんといっても、それはオーナーがいるわけですね。オーナーさんだって、緑は少なくしたいという人もたくさんいるわけですね。そういう中でできてきたものだという事なわけですね。

ですから、緑が好きで個人の家で趣味の園芸でやっているという世界と、景観まちづくり

で町としての景観をどう形成していくかという話は、大分、次元が違ふと。趣味で緑をどうしたいという話については、それは幾らでも本もあるし、写真集もあるし、でも、どうやって景観の緑をコントロールするかという話についてはなかなか難しい、武器がないという中で、ヒント集ができてきた。

それがちょっと時代が変わってきて、少し手を入れざるを得なくなってきたというのが現状なわけですが、今日の一番大事な話は、報告ということではあるんですけども、「みどりのヒント集」という名前が「仮称景観みどりの手引き」になると。「みどり」が「景観みどり」になると。「ヒント集」が「手引き」になると。これが非常に大きなポイントですね。まず、これを共有するというのが今のステップだろうと思います。

その上で、「ヒント集」から「手引き」、さらにガイドラインという流れがあるとして、ガイドラインまでは行けないねという、ちょっとまだまだ中間的なまとめにしかなくていいと。ほかの自治体ではどうかというと、そういう景観みどりのガイドラインができているところもありますけれども、非常にレアケースです。ですから板橋でも今すぐ同じものを作るというよりは、まずはヒント集を発展させて、「景観みどりの手引き」にしようという流れできているということなので、まだまだちょっとそういう大きな手直しをする中で、私も見ていて、中島先生と同じように、ちょっと構成から何から、まだまだこれからだと思うんですけども、若干の方向としてはこれでさらに章を煮詰めていけばいいのではないかと、うふうに思いました。

以上です。

○議長（天野会長）　ありがとうございました。そうやってできたものを少し一段階、ワンステップぐらい強制力が上がるというか、というのと、少し網羅的に、かつ整理をしてきたところかもしれない。いろいろ御意見を賜りたいんですが、多分、私の想像するに、中島先生が言われるような理想的なものには到底ならないと思いますので、少し値引きをして考えていただければと思います。

恐らくここでそれをやると、ここから1年と、作るための数百万円のお金がきっと必要だと思いますので、まずはちょっと使いやすい、区民の方々に読んでもらいやすいということで、まあ、80点ぐらいを目指していきたいなと思っていますので、それは事務局にも要求していただいて、どこかですり合わせをさせていただければと思います。

よろしゅうございましょうか。

多分、もう一つ、内容の表現のことについては、こういう言い方がジェンダーギャップだ

ったら、これは何かおじさんっぽいところがあるので、事務局にも女性もいらっしゃるし、子育て世代の女性の目線を入れたほうがいいというのもジェンダーですかね、分かりませんが、ちょっと違うような気がするので、昔、大学にいたときも、中高生がいるお母さんに全部見直してってお願いしたことがあるぐらいなので、そういう観点も入れてもらおうとすごくより読みやすくなるかもしれませんね。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

ちょっと先へ急がせていただきます。よろしゅうございましょうか。

また何かあったら、特にこのみどりのヒント集改定については、委員の皆様方の意見をいただきながら、入れられるものは入れ、無理なものは無理ですが、ということですので、次、11月に向けて、部会のほうは神谷部会長にやっていただくこととなりますが、そこに向けてまたさらにバージョンアップしていくと思いますので、御意見がありましたら事務局のほうに、ぜひ個別にいただきたいですし、中島委員におかれては、多分細かいこと言いたいことが大分ありそうなので、それについてはできればメモで、手書きで結構ですので、メモで事務局にお届けいただければ反映できるかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは議事を先に進めさせていただきます。

その他に入りまして、その他の1、「景観形成重点地区に関する今後の動きについて」ということについて、説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○都市計画課長 それでは、その他1の「景観形成重点地区に関する今後の動きについて」、御説明いたします。こちらは資料2を御覧いただきたいと思ひます。

まず、項番1、今後の作業についてでございます。まず、先ほどの一つ目のところでもお話をさせていただいたところでございますけれども、令和4年4月付で、「板橋宿不動通り地区」を景観形成重点地区として指定していただいたところでございます。今後はこの表にありますとおり、赤塚公園周辺地区の景観形成重点地区の指定に向けまして、取組を行ってまいりますというところでございます。また、板橋宿不動通り地区に関しましては、他の重点地区と同様に、色彩、屋外広告物に関するガイドラインを策定し、良好な景観の誘導を図ってまいります。

項番2、今年度の作業と今後のスケジュールでございます。板橋宿不動通り地区の景観ガイドライン策定につきましては、ガイドライン案を作成し、地元等に説明を行い、次回の第22回景観審議会部会、第18回景観審議会で御審議いただいた後、今年度末に策定、印刷を行いまして、令和5年度4月より運用を開始する予定でございます。今後とも御審議いただく案件となりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

裏面の2ページ目、御覧いただきたいと思えます。

赤塚公園周辺地区の景観形成重点地区指定に向けた動きといたしまして、今年度9月、今月ぐらいから3月にかけて、地元で頭出しというか、こういったものをやるということを行いまして、ニュースを2回発行してまいりたいと思っております。来年度より本格的に地元に入る準備作業、これを今年度に整えてまいりたいと考えております。

また、来年度以降につきましては、2年間、専門家派遣を実施いたしまして、勉強会等の支援を行い、また素案を区に提出していただき、その後、地元住民説明会、調整等を経まして、区の景観計画へ反映させ、景観審議会等を経て、景観計画の変更を行う予定としてございます。

指定範囲につきましては、前回の審議会でもお示したところでございますが、下にある地図の区域を範囲といたしまして、計画を進めていく予定でございます。

説明については以上でございますが、その他、1、「景観形成重点地区に関する今後の動きについて」の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（天野会長） ありがとうございます。

それではこの件について、何か御質問とか御意見はございますか。

どうぞ、南雲委員。

○南雲委員 すみません。2点まとめて、赤塚公園周辺地区のことでお伺いしたいんですが、赤塚公園周辺地区って書いてあるものと、赤塚地区のまちづくりって書いてあるものが少し混在しているように思われて、おととい赤塚公園でイベントがあって、2,000人ぐらいお客さんがいらしていたんですけど、それでいうと何か高島平に住んでいる人も赤塚公園周辺という意識があるかなと思ったので、その辺の定義を、今日じゃなくてもいいんですけど、整理していただきたいなというのと、もう1点が、赤塚公園周辺地区のマル、バツとありますか、表になっている資料2の1の表の中で、「地域のまちづくり機運の高い地域」というところには、赤塚公園周辺地区は丸がついていないのはそうかなと思ったというところが一つです。

それからもう1点、板橋区と赤塚公園自体がちゃんとコミュニケーションを取って進めていただきたいというのが要望で、というふうにわざわざ言うのは、高島平ランドデザインができて、もう5年も6年もたってから、今年に入って初めて赤塚公園の方と高島平ランドデザインの担当の方がお話しになったということがあったので、今まで何で話していなかったんだろうと思ってびっくりしたことがあったので、ぜひその公園の管理をしていらっ

しゃる方たちもいらっしゃるので、その方たちともお話をさせていただきたいなというふうに思います。

意見で結構ですが、以上です。

○議長（天野会長） いかがでしょうか。

○都市整備係長 すみません、南雲委員のほうの御質問の中で、資料2のところをちょっと御覧いただきたいんですけど、項番1のところの表のお話かなと思うんですが、赤塚公園周辺地区といっておきながら、この備考のところは赤塚地区のまちづくりというふうになっているところがあるんですが、実はこの地区、区画整理すべき区域という都市計画のエリアが入ってございまして、以前、十数年前ぐらいになるんですけど、こちらのそのすべき区域を解除するという方向で、実はまちづくりが進んでおりまして、今もまだ赤塚地区のまちづくりというものはそういう、今、言った区画整理すべき区域を解除するという取組の協議会、まちづくりがあるということで示してございます。ですからちょっと別のものということで御認識いただければと思います。

今回、赤塚公園周辺地区って大変、非常に理解しづらいというお話かなと思うんですが、ちょっとまた2ページ目を見ていただきますと、緑色に塗っておるところがもう既に赤塚公園と言われているところはもう塗られているんですけど、実はもう既に、先ほど来出ております板橋崖線地区地区というエリアでございまして、これも景観形成重点地区にも指定されているところがございますものですから、そこに周辺というイメージで、ちょうど赤塚公園は全体的なイメージがあるものですから、それをちょっと使わせていただいちゃっているところなんですよ。

もしも、今後、私どもが地元に入って、地元のほうから、いや、それはちょっと名称が違うというご意見があれば、もちろん名前については地区の検討もしていきたいなと思います。まだ仮称というか、立ち位置的にいいますと、赤塚公園があつて、その周りですよということをちょっと言いたかったものですから、ちょっと首かしげられているので、御納得いただけていないかと思うんですが、名称については今後、また地元のほうとよく調整させていただければなと思います。

あともう一つ。機運のところなんですけれども、今まで先ほどのお話のとおり、現地のほうでは区画整理すべき区域解除というところに目標、目的があつたものですから、景観というところではお話を進めていないのが実情なんです。ですから、当面、これから私どものほうで、もう既に崖線の中でそういう活動をされているというか、地域の方は御認識いただい

ているんですが、それを拡充するということではあるものですから、まずは現状の意識を持っていただき、拡充するということでは機運を高めていただければなというふうに思っておりますので、次回というか、私ども現場のほうに入って御理解賜れば、ここは二重丸ということになろうかと思っております。

○議長（天野会長） 多分、私が思うに、最初の候補地区の名前を変えたほうがいいよね。赤塚公園周辺地区と言うと、赤塚公園って公園が地図に出てくるじゃないですか。実は別途でこの景観計画の崖線地区って、赤塚公園が入っているじゃんという話なので、周辺地区って、何が周辺って話で、どっちかという氷川神社を含めた赤塚地区なんですかねという言葉が正しいので、少し名称は考えてもらって、赤塚公園周辺地区って言う、崖線地区でもうやってあるということなので、その辺はちょっと用語を直していただいて、地元の方は2ページ目の地図を見れば、赤塚公園って、これはもうずっとこの右側というか、東側じゃんって、御存じだと思うんですが、じゃ、そこをやらないのと言われると、崖線地区はばっちり入っている、ということかと思えます。

よろしゅうございましょうか。

ほか、いかがですか。よろしゅうございますか。

ぜひ少しずつ進めてほしいですし、この審議からちょっと、議論から外れるんですが、こと、私でいうと、今までのところは全部行ったことがあるんですが、赤塚公園、この地図で赤で囲ってある地区はひょっとしたら行っていないので、一回は尋ねさせてもらいたいと思っています。以上でございます。

ほか、よろしゅうございますか。肅々と進んでいますし、不動通りも何か動きがありましたら、御報告いただければと思います。ありがとうございます。

それでは、議事の2にまいりたいと思います。報告だと思いますが、その他の2、「板橋区景観行政団体移行10周年記念イベントについて」、御説明いただければと思います。

○都市計画課長 ありがとうございます。

それでは、その他2「板橋区景観行政団体移行10周年記念イベントについて」、御説明いたします。こちらは結果報告というところでございます。資料3を御覧いただきたいと思えます。

審議会のほうでも御案内させていただいておりましたが、昨年で板橋区が景観行政団体移行及び景観計画策定から10周年を迎え、それを記念いたしましてイベントを実施したところでございます。実施日でございますが、令和4年3月1日、18時半から20時まで、場所は本

庁舎南館6階、教育支援センターで実施いたしました。

内容でございますが、板橋区観光大使杉浦太陽さんのインタビュー、りんりんちゃんモザイクアート完成除幕式、第2回板橋区景観賞授賞式、こちらを行わせていただきました。

当日、残念ではありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして、無観客での実施となりましたが、後日、ホームページ、ユーチューブの区公式チャンネルにて動画を公開したところでございます。資料のほうにもQRコードを貼りつけておりますが、こちらでホームページで見ることができます。また、動画も視聴することができますので、皆様におかれましては、ぜひ御覧いただければと思っております。

簡単ではございますが、以上でその他、2、「板橋区景観行政団体移行10周年記念イベントについて」の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（天野会長） ありがとうございます。いかがでしょうか。

景観賞の講評と、10年の歩みについては部会長の神谷委員のほうにお願いしまして、まとめていただいたところです。よろしゅうございますか。

御覧になられた方とかいらっしゃいますか。いかがでしたか。

○成島委員 司会がすばらしかったです。

○議長（天野会長） 司会がすばらしかった。多分、こういうことも、景観行政を推進するには、実は大事なのよね。区民の方が、そうか、こんなことを区でやっているのか。うちも、私も頑張ろうと思うということが極めて重要なので、区の方、特に私もおじさんですが、つい照れるんですけど、照れずにちゃんと広報しましょうねということで、閉めさせていただいてよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、ちょっと延びたようですが、というか随分延びたんだと思っておりますが、ということで、この景観審議会、いろいろ必要な意見は十分いただけるということでありがたいと思っております。区のほうでは意見が多くて、受け止めて、かなり肩に荷物が乗ったかなと思っておりますが、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは議題、全部終わりましたので、以上をもちまして第17回板橋区景観審議会を閉会いたします。